

(様式4)

【その他報告】 No.1

件名	堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について	
担当	学校教育部 学校保健体育課	
概要	【ポイント】 ○「堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について」(以下「具体的取組」という。)を作成しましたので、報告します。 (資料1参照)	
	【背景・現状】 ○令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から示されたガイドライン(学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン)において、自治体に対し、地域の実情に応じた推進計画の策定が求められました。 ○このことを受け、堺市では、令和6年10月に取組状況等を報告書(堺市立中学校における部活動地域連携・地域移行の取組状況等報告書)として整理しました。 ○「具体的取組」はその報告書を踏まえ、国が示す改革実行期間(令和8年度～令和13年度)における本市の対応を中心に示すものです。	
	【スケジュール】	
	令和8年3月	○教育委員会定例会報告 ○「具体的取組」を市ホームページにおいて公表
	令和8年4月以降	○堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会設置

1. 背景と目的

〈国の動向〉

- 令和7年12月、文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」により、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、理念、方針、予定が示された。

理念	学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、すべての子どもが希望に応じて継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること。また、地域全体で支えることによる新たな価値を創出すること。
方針	休日の学校部活動は原則すべて地域展開をめざす。平日の部活動は地域の実情に応じて、段階的・柔軟に対応する。
予定	令和8年度から6年間で「改革実行期間」。令和10年度に中間評価を実施し、必要に応じて取組再検討。前期:令和8年度～令和10年度、後期:令和11年度～令和13年度。

〈本市の対応〉

- 少子化・教職員の働き方改革及び国の動向を背景に、本市における部活動及び地域クラブ活動のあり方を示すために解決すべき課題を「子ども」「学校」「地域」の3つの視点から整理し、解決に向けた具体的取組を構築する。
- 具体的取組の構築にあたっては、下記に示す指針等から導き出される部活動及び地域クラブ活動の望ましい姿をもとに検討する。
 1. 第4期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～
(令和8年2月策定)
 2. 「子どもがスポーツ・文化芸術活動に求めるもの」(別紙)
堺市立中学校スポーツ・文化芸術活動シンポジウムinららぽーと堺
※部活動地域連携・地域展開事業に子どもの意見を反映することを目的としたシンポジウム(令和7年1月実施)
 3. 堺市立学校園ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ
(令和8年3月策定)

2. 望ましい姿と想定される課題

3つの視点	望ましい姿	想定される課題
子ども	自分が選ぶスポーツ・文化芸術活動を通して成長できることも	○部活動及び地域クラブ活動の充実 ○活動の活性化・安全安心の推進
学校	子どもに向き合う時間を確保できる学校	○働き方改革の推進
地域	堺にゆかりのある専門的な指導ができる人材などがスポーツ・文化芸術活動で子どもとかわる地域	○地域連携・地域展開の推進

3. 取組の基本的な考え方・方向性

- 基本的な考え方
 - ▶それぞれの子どもが「学び・成長」を実感できるスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する
- 取組の方向性
 - ▶平日の部活動はあり方を工夫・改善して継続する。(地域連携)
 - ▶休日の部活動は認定地域クラブ活動に切り替える。(地域展開)

子ども	子どもが安全に、ワクワクしながら、自分に合ったスポーツや文化芸術活動を選択して、平日休日ともに取り組むことができる環境を整備する。
学校	各教職員の専門性を放課後の時間に活用できるように、部活動数を適正化し、部活動時間を整理する。
地域	生徒や保護者が安心して参加を選択できる地域クラブ活動制度を構築し、プロ選手や専門的な指導ができる人材などとのつながりを推進する。

4. 具体的取組の内容

〈「こども」視点〉

- 「ハンドブック-部活動を指導するにあたって-」の改訂（令和8年度～）
 - ▶それぞれのこどもの「学び・成長」をより丁寧にはぐむスポーツ・文化芸術活動を実現するために、国の通知やガイドライン等を反映させるなど随時見直しを図り、生徒・保護者・指導者などに周知を図る。
- 堺クオリティ研修（指導者人材育成研修）の構築（令和8年度～）
 - ▶スポーツ・文化芸術活動でこどもの自主性・自発性を引き出し、安全・安心な活動を推進できる指導者の資質等の涵養を目的とした研修を構築する。

〈「学校」視点〉

- 標準活動時間の導入（令和8年9月～試行実施、令和9年度～実施）
 - ▶部活動の活動時間を顧問の勤務時間内（平日1H程度）とする。
 - ▶生徒の希望に応じて、学校として校長が承認できる場合は、顧問の申請によりハンドブックで定めた上限（平日2H/休日3H＝国ガイドライン）の範囲での練習を可能とする。
 - ※申請の確認によって休日の活動ニーズの把握を行う。
- 拠点校部活動の拡充（令和8年度～段階的实施）
 - ▶休日活動を行っている部活動を主な対象とし、部員数等に応じて、区ごとを基本に拠点校を設定する。
 - ▶拠点校部活動に必要なとされる顧問数のうち、教職員で充足できない人員については、部活動指導員によって補完する。

〈「地域」視点〉

- 学校施設開放事業の活用（令和8年度～段階的实施）
 - ▶申請により休日に活動している部活動（拠点校含む）を段階的に「認定地域クラブ活動」に切り替える。
 - ※新しく活動団体等の受け皿を作ることなく学校施設を利用した活動が可能であり、生徒や保護者の安心につながる。
- 専門的な指導機会の拡充（令和8年度～）
 - ▶プロチーム（バレーボール、サッカー、野球など）との連携のほか、トレーニング指導や吹奏楽・茶道・ボウリング・軽音楽の指導など、専門的な指導ができる人材による指導機会を一層充実させる。

5. 協議会の設置

〈堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会〉

- 堺市立中学校の生徒にとって望ましい部活動及び地域クラブ活動の環境の構築並びに教職員の働き方改革等の実現に向けて、次の事項を検討することを目的に協議会を設置する。（令和10年度に中間評価を実施）
- ▶持続可能な部活動及び地域クラブ活動のあり方（ICTの活用等含む）
 - ▶地域連携及び地域展開の段階的実施に関する課題
 - ▶スポーツ・文化芸術における新たな活動の創造

6. ロードマップ^①（3つの視点別の取組）

	「こども」視点	「学校」視点	「地域」視点
令和8年度	・ハンドブック改訂 ・堺クオリティ研修構築	・標準活動時間の試行実施 ・部活動指導員による拠点校部活動指導	・休日部活動を段階的に「認定地域クラブ活動」に切り替え
令和9年度		・標準活動時間の実施 ・区内拠点校部活動試行実施等	・専門的な指導機会の拡充
令和10年度	協議会において中間評価（必要に応じて取組再検討）		
令和13年度まで	【改革実行期間（後期）】 ・休日活動している部活動についてはすべて「地域クラブ活動」に切り替え、市内を複数エリアに分割し、外部で運営（指導者勤怠管理、報酬支払、指導者配置等）を行う。		

堺市立中学校スポーツ・文化芸術活動シンポジウムinららぽーと堺（令和7年1月実施） 別紙 ～こどもがスポーツ・文化芸術活動に求めるもの～

〈実施概要〉

放課後に部活動や習い事など、様々な過ごし方をしているこどもの立場から、こども自身が「魅力を感じるスポーツや文化芸術活動について」の意見交流や、いま取り組んでいることで「充実している点やもっとこうしてもらいたい点」などを堺市立中学校の生徒と大学教授で話し合い、部活動地域連携・地域展開事業にこどもの意見を反映することを目的としたシンポジウム。



意見集約

「こどもたちがスポーツ・文化芸術に求めること」

- ・色んな場面でワクワクしたい！（スポーツ・文化芸術活動を楽しむこと）
- ・友だちとおしゃべりをしたい！（みんなで集まって交流すること）
- ・困ったときに大人に助けてほしい！話を聞いてほしい！（適切な指導や援助を受けること）
- ・練習の内容とか役割分担とかを決める時に話を聞いてほしい！（自分たちで活動をつくること）
- ・ケガをしたくない・体調を崩したくない！（安全な環境で活動すること）
- ・充実した施設で活動をしたい！（スポーツ・文化芸術活動をする条件整備を求めること）